

福岡県公報

平成23年 3 月 25 日
第 3 2 3 4 号

目 次

告 示 (第531号 - 第562号)

道路の区域の変更	(道路維持課) 1
土地改良区の清算人の就任	(農村整備課) 2
大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課) 2
救急病院の認定	(医療指導課) 3
都市計画事業の認可	(公園街路課) 4
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) 4
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) 4
自動車専用道路の指定	(道路維持課) 5
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 5
県営土地改良事業の工事の完了	(農村整備課) 5
土地収用法に基づく事業の認定	(用 地 課) 5
飼料の試験結果の概要	(畜 産 課) 7
生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課) 7
生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止	(保護・援護課) 8
生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課) 8
生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課) 8
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) 9
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) 9
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) 9

保安林予定森林の所在場所等	(森林保全課)10
保安林の所在場所等	(森林保全課)10
保安林の所在場所等	(森林保全課)11
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課)11
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)11

道路の区域の変更	(道路維持課)11
道路の区域の変更	(道路維持課)12
道路の供用の開始	(道路維持課)12
道路の区域の変更	(道路維持課)12
道路の供用の開始	(道路維持課)12
道路の供用の開始	(道路維持課)13
道路の供用の開始	(道路維持課)13

公 告

意見募集の結果の公示	(建築指導課)13
落札者等の公示	(財産活用課)13

選挙管理委員会

条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	(市町村支援課)14
県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数	(市町村支援課)14
県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(市町村支援課)14

監 査 委 員

監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局総務課)15
-----------------	--------------	---------

告 示

福岡県告示第531号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年 3 月 25 日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那 珂	県 道	福 岡 筑 紫 野 線	前	筑紫野市針摺西 2 丁目645番 3 先から 筑紫野市針摺中央 2 丁目206番 6 先まで	15.5 ~ 39.0	581.0
			後	同上	15.5 ~ 44.2	

福岡県告示第532号

解散した清算法人中山間諫山土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年 3 月 25 日

福岡県知事 麻 生 渡

氏 名	住 所
持 永 秀 春	京都府みやこ町勝山矢山549番地 1
福 山 和 男	" " " 290番地 1
宮 崎 清 司	" " 勝山浦河内767番地
山 田 房 士	" " 勝山上矢山710番地
前 田 豊 徳	" " 勝山上矢山1360番地
柿 野 正 喜	" " 勝山岩熊477番地 3

渡 邊 修	京都府みやこ町勝山浦河内1129番地 1
井 上 英 敏	" " " 502番地 3
柿 野 義 直	" " 勝山宮原95番地

福岡県告示第533号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この告示の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年 3 月 25 日

福岡県知事 麻 生 渡

- 届出年月日
平成23年 3 月 4 日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名 称 （仮称）新宮中央駅前プロジェクト E 12 街区
 - 所在地 福岡県糟屋郡新宮町沖田地区区画整理事業内 E 12 街区
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 大規模小売店舗を設置する者

氏 名 又 は 名 称	住 所
三菱UFJリース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号

- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏 名 又 は 名 称	住 所
株式会社ピーシーデポコーポレーション	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 1 番地 9
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区道玄坂一丁目12番 1 号
株式会社セブン - イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8

- 大規模小売店舗を新設する日

平成23年11月5日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,267平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物敷地内	129

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
A棟南側	21
A棟南西側	14
A棟北西側	18
建物敷地西側	12
合計	65

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
A棟東側	15
B棟西側	15
合計	30

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
A棟東側	5.59
B棟西側	2.72
C棟西側	3.66
合計	11.97

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ピーシーデポコーポレーション	午前9時	午後10時
株式会社エーピーシー・マート	午前9時	午後10時
株式会社セブン・イレブン・ジャパン	24時間	

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3ヶ所 建物敷地西側及び南側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No.1 午前6時から午後10時まで

荷さばき施設No.2 24時間

福岡県告示第534号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成23年3月25日

福岡県知事 麻生 渡

病院の名称	所在地	有効期間
福岡和白病院	福岡市東区和白丘2-2-75	平成23年4月1日から 平成26年3月31日まで
医療法人原三信病院	福岡市博多区大博町1-8	
秋本病院	福岡市中央区警固1-8-3	
国家公務員共済組合連合会浜の町病院	福岡市中央区舞鶴3-5-27	
公立学校共済組合九州中央病院	福岡市南区塩原3-23-1	
聖峰会マリン病院	福岡市西区小戸3-55-12	
福岡市医師会成人病センター	福岡市早良区祖原15-7	
福西会病院	福岡市早良区野芥1-2-36	

独立行政法人国立病院機構福岡東医療センター	古賀市千鳥 1 - 1 - 1
社会保険仲原病院	糟屋郡志免町別府北 2 - 12 - 1
神代病院	久留米市北野町八重亀 382 - 1
社会保険大牟田天領病院	大牟田市天領町 1 - 100

福岡県告示第535号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年3月25日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 施行者の名称
北九州市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
北九州市都市計画道路事業 3・4・75号香月駅線及び 3・4・154号香月線
- 3 事業施行期間
平成23年3月25日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
福岡県北九州市八幡西区香月中央三丁目並びに香月西三丁目及び四丁目地内
 - (2) 使用の部分
福岡県北九州市八幡西区香月西三丁目及び四丁目地内

福岡県告示第536号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成21年2月福岡県告示第291号福岡都市計画道路事業 3・4・9号福岡駅前線及び 3・4・1号宗像福岡線の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年3月25日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 事業施行期間
平成16年10月1日から平成28年3月31日まで
- 2 事業地
 - (1) 収用の部分
平成21年2月福岡県告示第291号の事業地に同じ
 - (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第537号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成21年3月福岡県告示第560号北九州市都市計画道路事業 3・2・173号引野永犬丸線、3・5・124号藤田中間線及び 3・3・37号八幡直方線の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年3月25日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 事業の種類及び名称
北九州市都市計画道路事業 3・2・173号引野永犬丸線、3・5・124号藤田中間線及び 3・3・37号八幡直方線
- 2 事業施行期間
平成8年10月9日から平成26年3月31日まで
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分
平成21年3月福岡県告示第560号の事業地に同じ
 - (2) 使用の部分
平成21年3月福岡県告示第560号の事業地に同じ

福岡県告示第538号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成19年3月福

岡県告示第642号北九州都市計画道路事業3・3・92号緑行正線の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年3月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 事業の種類及び名称

北九州都市計画道路事業3・3・92号緑行正線

2 事業施行期間

平成6年10月28日から平成26年3月31日まで

3 事業地

(1) 収用の部分

平成19年3月福岡県告示第642号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第539号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定に基づき、自動車のみの一般交通の用に供する道路の部分の部分を次のとおり指定する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年3月25日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	区 間	指定する期日
直方	室木 下有木線 若宮	宮若市下有木52番1先から 宮若市下有木51番5先まで	平成23年3月26日

福岡県告示第540号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

36条第3項の規定により公告する。

平成23年3月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市紫6丁目150番4、150番5及び150番95から150番155まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

大野城市筒井4丁目4番17号

悠悠ホーム株式会社

代表取締役 内山 敏幸

福岡県告示第541号

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成23年3月25日

福岡県知事 麻生 渡

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
区画整理事業（垂水地区）	平成21年12月1日
区画整理事業（元永地区第1換地区）	平成21年12月9日
区画整理事業（元永地区第2換地区）	平成21年12月9日
区画整理事業（元永地区第3換地区）	平成21年12月9日
区画整理事業（元永地区第4換地区）	平成21年12月8日
区画整理事業（元永地区第5換地区）	平成21年12月9日

福岡県告示第542号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年3月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 起業者の名称

八女市

2 事業の種類

八女伝統工芸館物産館（仮称）整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

福岡県八女市本町字宮ノ畑地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である八女市は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、平成22年度一般会計予算により既に財源措置を講じているので、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、八女市が同市本町字宮ノ畑地内の八女伝統工芸館、八女手すき和紙資料館及び八女民族資料館の隣接地に、通過型観光地から滞在型観光地への効果的推進を図るとともに、地域の振興及び活性化を目的として、物産館を整備するものである。

平成18年及び平成22年の2度の合併により広域となった八女市には、お茶を代表とする農産物、古墳群や古い町並み、国指定伝統的工芸品の八女福島仏壇、八女提灯等及び福岡県特産工芸品の八女石灯ろう、八女手すき和紙等、多くの観光資源が散在しており、市内全域の特産品販売施設や観光情報を発信する案内施設の整備が必要となっている。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、観光拠点施設として市内全域

に点在する観光施設への回遊ルートの構築、観光客の増加、特産加工品等の販売による農家所得の向上、多様な地域資源の活用による新たな八女市ブランドの構築及び新たな魅力の発信など、地域の活性化に相当の効果が見込まれる。

なお、起業地の隣接地には、平成18年の合併前の八女市が観光拠点施設として整備した八女伝統工芸館、八女手すき和紙資料館及び八女民族資料館があり、当該施設との一体的な利用による相乗効果も期待できる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられないことなどから、軽微なものであると考えられる。

ウ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、利用者の利便性、工事の難易度、事業費の面等から3案について検討を行ったうえで、利便性に優れ、造成工事が容易で、事業費が少ないなど、社会的、技術的、経済的に優れる案を採用している。

エ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、平成18年及び平成22年の2度の合併により広域となった八女市には多くの観光資源が散在する状況となっているが、市内全域の特産品販売施設や観光情報を集約して発信する案内施設がないことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足す

るものと判断される。

以上により、八女市から申請のあった八女伝統工芸館物産館（仮称）整備事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

八女市役所（商工振興課）

福岡県告示第543号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第4項の規定により、平成23年2月に収去した飼料の試験結果の概要を次のように公表する。

平成23年3月25日

福岡県知事 麻 生 渡

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製 造 (輸入) 年 月	試験結果の概要（ ）内は表示成分									違反の内容
				粗たん 白質 %	粗脂肪 %	カルシ ウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	T D N %	M E kcal / kg	その他 の検査 %	
有限会社ヤスカネ・ ジャパン 福岡県みやま市瀬高 町河内2642 - 1	同 左	ちがってるんだ育成 用 (若令牛育成用配合 飼料)	平成 23年 2月	(18.0) 18.0	(3.0) 5.4	(0.40) 0.48	(0.30) 0.40	(5.0) 3.6	(7.0) 5.0	(78.0) 78.0			
		オメガプロ (アマニ大豆混合飼 料)	表示 なし	29.4	表 30.1	示	な	し 3.4	4.0				

福岡県告示第544号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年3月25日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
大野生124	井上内科医院	大野城市大城3丁目11-6	23・2・1

糸島地生85	医療法人親和会 のぞみ クリニック	糸島市前原中央2丁目13-3 西原ビルバート 1階A号室	23・1・1
う生38	山崎医院	うきは市吉井町千年74-1	23・3・1
宗遠生5	医療法人 ひぐち耳鼻咽 喉科	遠賀郡岡垣町公園通り1丁目1 - 19	23・1・1
行生136	医療法人鳳鳴会 吉田内 科行橋医院	行橋市南泉3丁目40-7	23・3・1
小生歯51	いわさき歯科	小郡市力武255-12	23・2・1
筑紫生薬76	平安堂薬局針摺店	筑紫野市針摺中央2丁目7-3	23・2・1
糸島地生薬 52	志摩調剤薬局	糸島市志摩桜井2435-23	23・2・1

う生薬29	オメガ薬局 吉井店	うきは市吉井町千74 - 1	23・3・1
-------	-----------	----------------	--------

福岡県告示第545号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年3月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 休止

指定番号	名 称	所 在 地	休止年月日
春生薬12	青柳薬局春日店	春日市上白水7丁目11	23・2・1

2 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
大野生102	井上内科医院	大野城市大城3丁目11 - 6	23・1・31
宗遠生2	ひぐち耳鼻咽喉科	遠賀郡岡垣町公園通り1丁目1 - 19	22・12・31
小生薬45	いわさき歯科	小郡市力武255 - 12	23・1・31
糸島地生薬48	志摩調剤薬局	糸島市志摩桜井2435番地の23	23・1・31
大野生訪4	訪問看護ステーションえる	大野城市横峰2丁目11 - 23	23・1・31

福岡県告示第546号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という

。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年3月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
筑紫生歯12	きど歯科矯正歯科医院	きど歯科矯正歯科小児歯科医院	筑紫野市二日市中央1丁目7 - 16	19・1・4
北生訪5	グロリア訪問看護ステーション	栄光会訪問看護ステーション	糟屋郡志免町別府2丁目2 - 1	23・3・1

2 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
粕生薬97	株式会社大賀薬局粕屋亀山店	糟屋郡志免町大字別府137 - 16	糟屋郡志免町別府2丁目1 - 8	21・10・31
北生訪5	栄光会訪問看護ステーション	糟屋郡志免町大字別府58	糟屋郡志免町別府2丁目2 - 1	23・3・1

福岡県告示第547号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年3月25日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
飯生マ42	吉良 修 (クラフト施術所 飯塚)	飯塚市菰田東1丁目7-42	23・2・9
京生マ32	吉良 修 (クラフト施術所 行橋)	京都郡苅田町大字葛川255-57	23・2・9
京生マ33	東 光一 (シルバーメディカル株式会社)	京都郡みやこ町勝山箕田383番地	23・2・16
京生マ34	松岡 大輔 (シルバーメディカル株式会社)	京都郡みやこ町勝山箕田383番地	23・2・16
京生マ35	浦田 英樹 (シルバーメディカル株式会社)	京都郡みやこ町勝山箕田383番地	23・2・16
宗遠生マ2	吉良 修 (クラフト施術所 水巻)	遠賀郡水巻町立屋敷1丁目16-8	23・2・9
飯生柔48	渡邊 幸輝 (なぎさ整骨院)	飯塚市平恒案内390-10	23・2・20

福岡県告示第548号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年3月25日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
北九州市小倉南区大字道原字大迫171、172、194、195、197、字村ノ上176、177、196、字水越2148、2157、2179、2181、字炉ヶ峠2149
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第549号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年3月25日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
宮若市下字西尾平3620の1、3620の2、3631の1、3631の2、3632、3633の1
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第550号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年3月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

北九州市小倉南区大字頂吉字ドウメキ1343の4（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第551号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成23年3月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

築上郡築上町大字寒田640の36

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第552号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年3月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林の所在場所

築上郡築上町大字真如寺12、14、16

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び築上

町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第553号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年3月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林の所在場所

築上郡築上町大字真如寺12から14まで、16

2 指定の目的

公衆の保健

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び築上

町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第554号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年3月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年7月19日農林水産省告示第1209号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第555号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年3月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) イケア福岡新宮

(2) 所在地 福岡県糟屋郡新宮町沖田地区区画整理事業内 (E15街区)

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第556号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年3月25日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡	一 般 道 道	495 号	前	糟屋郡新宮町緑ヶ浜4丁目1592番107先から 糟屋郡新宮町緑ヶ浜4丁目1592番820先まで	18.5 ~ 19.3	30.0
			後	同上	18.5 ~ 26.5	30.0

福岡県告示第557号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年3月25日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久 留 米	県 道	浮 羽 草 野 線 久 留 米	前	久留米市山本町豊田226番1先から 久留米市山本町豊田131番6先まで	8.0 ~ 9.9	70.0
			後	同上	8.0 ~ 11.4	70.0

福岡県告示第558号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平

成23年3月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年3月25日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	浮 羽 草 野 線 久 留 米	久留米市山本町豊田226番1先から 久留米市山本町豊田131番6先まで

福岡県告示第559号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年3月25日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久 留 米	県 道	吉 井 久 留 米 線 自 転 車 道	前	久留米市太郎原町1805番2先から 久留米市太郎原町27番1先まで	3.8 ~ 12.9	304.0
			後	同上	5.0 ~ 5.0	276.0

福岡県告示第560号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平

成23年3月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年3月25日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	吉井久留米線 自転車道	久留米市太郎原町1805番2先から 久留米市太郎原町27番1先まで

福岡県告示第561号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年3月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年3月25日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	室木下有木線 若宮	宮若市芹田344番19先から 宮若市芹田344番44先まで

福岡県告示第562号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年3月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年3月25日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	322号	朝倉市下浦35番先から 三井郡大刀洗町大字本郷3370番5先まで

公 告

公告

「宅地建物取引業者の違反行為に対する監督処分基準」及び「宅地建物取引主任者等の違反行為に対する監督処分基準」の案について、平成22年11月1日から平成22年11月30日までの間、ご意見を募集しました。

その結果、提出されたご意見はありませんでしたので、原案のとおり「宅地建物取引業者の違反行為に対する監督処分基準」及び「宅地建物取引主任者等の違反行為に対する監督処分基準」を設定しました。

平成23年3月25日

福岡県知事 麻生 渡

問合せ先

建築都市部建築指導課宅建業係

電話：092 - 643 - 3718

メールアドレス：kenshidou@pref.fukuoka.lg.jp

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成23年3月25日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 落札に係る物品の名称
福岡県庁舎電力供給
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称
福岡県総務部財産活用課

(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日
平成23年3月4日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名
イーレックス株式会社

(2) 住所
東京都中央区日本橋本石町3丁目3番14号

5 落札金額（使用見込電力料金）
211,488,285円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）

6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 入札公告日
平成23年1月19日

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、平成23年3月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成23年3月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

82,207

福岡県選挙管理委員会告示第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数は、平成23年3月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成23年3月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

751,717

福岡県選挙管理委員会告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成23年3月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成23年3月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	29,940
北九州市小倉北区	49,728
北九州市小倉南区	57,767
北九州市若松区	23,618
北九州市八幡東区	20,389
北九州市八幡西区	69,904
北九州市戸畑区	17,048
福岡市東区	74,964
福岡市博多区	55,291

福岡市中央区	46,863
福岡市南区	66,270
福岡市城南区	32,873
福岡市早良区	55,847
福岡市西区	50,218
大牟田市・三池郡	38,923
久留米市	63,039
直方市	16,167
飯塚市	21,505
田川市	13,959
柳川市	10,610
甘木市	11,189
八女市	10,255
筑後市	12,968
大川市	10,493
行橋市	19,572
中間市	12,680
小郡市・三井郡	24,481
筑紫野市	26,762
春日市・筑紫郡	41,160
大野城市	25,049
宗像市	25,612
太宰府市	18,826
前原市・糸島郡	26,953
古賀市	15,491
糟屋郡	56,560
宗像郡	15,681
遠賀郡	26,733

鞍手郡	15,927
嘉穂郡・山田市	30,780
朝倉郡	13,363
浮羽郡	14,386
三潁郡	11,828
八女郡	14,346
山門郡	16,847
田川郡	24,211
京都郡	15,594
築上郡・豊前市	17,447

監査委員

監査公表第27号

平成22年5月12日付けで公表した「公の施設の管理運営及び指定管理者等の事務の執行について」に関する包括外部監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年3月25日

福岡県監査委員	進谷庸助
同	伊藤龍峰
同	日野喜美男
福岡県監査委員職務執行者	工藤壽文

22人第1370号
平成23年3月10日

福岡県監査委員 進谷庸助様
同 伊藤龍峰様
同 日野喜美男様
福岡県監査委員職務執行者 工藤壽文様

福岡県知事 麻生渡

平成21年度包括外部監査の結果に係る措置について（通知）

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

公の施設の管理運営及び指定管理者等の事務の執行について

監査の結果	講じた措置
<p>1 北九州勤労者青少年文化センター</p> <p>樹木の適正な管理について 福岡県と指定管理者との間で締結されている管理運営に関する協定書（基本協定）には、管理すべき樹木として一覧が添付されている。</p> <p>上記の樹木について現物調査を実施しようとしたが、位置図等がなく実施できなかった。 指定管理者は、協定書に記載されている樹木等については管理する責任を有しており、実態の把握ができない状態では、倒木等の事故が発生した場合の責任の所在が不明確となり、指定管理者へ過度の負担を強いる恐れがある。</p> <p>「1. 公の施設の管理全般について⑤樹木・立木の適正な管理について」に記載のとおり、樹木等の適正な管理を行う必要がある。</p>	<p>監査での指摘を受け、県財務規則及び総務部長通知に基づき現地（北九州パレス）調査を行い、実態を把握のうえ、適正な事務処理（位置図の作成、財産（樹木）台帳の修正）を行った。今後、定期的に現地調査を行うなど、適正な事務処理の徹底に努める。</p>
<p>物品の管理について 福岡県と指定管理者との間で締結されている管理運営に関する協定書（基本協定）には、管理すべき備品として一覧が添付されている。</p> <p>サンプルで一覧と現物を照合した結果、備品に貼付されている物品管理シールの物品管理番号が7ケタとなり、協定書に添付されている一覧の物品番号10ケタと一致していなかった。 これは、福岡県のシステムが更新されて物品番号が10ケタに変更されていたにも関わらず、福岡県が</p>	<p>監査での指摘を受け、県財産（備品）台帳と貸与備品一覧表を照合のうえ、新システムで物品管理シールを作成し、現地（北九州パレス）においてシールの張替えを行った。今後、定期的に現地調査を行うなど、適正な事務処理の徹底に努める。</p>

ら物品管理シールが発行されなかったことが原因と考えられる。また、今回の事実から一覽と現物との照合が定期的に実施されていないこと、定期的な監事等による監査が実施されていないことが予想される。

物品の管理に係る責任の所在を明確にするため、施設所管課による定期的な照合及び監査を実施すべきである。直、物品管理シールの張り替えは、今回の監査終了後に速やかに実施されたと伺っている。

2 公会堂貴賓館

貴賓館の展示物の管理について

貴賓館には、調査日現在において54品の展示物が展示されている。主な展示内容は、貴賓館の建築において使用されていた建築資材が主なものである。

県では、「貴賓館展示品目録」により、展示品の種類と数を把握しているが、当該目録の指定管理者への提示は行われていない。

「旧福岡県公会堂貴賓館の管理に関する協定書（基本協定）」第4条(4)において、「貴賓館の維持及び保守に関する業務」が管理業務の内容として規定されており、展示物の管理についても当該業務に含まれるとの認識である。指定管理者が同協定書に基づいた管理を行う前提として、契約の開始時点において管理すべき展示物の種類と数が明確にされている必要がある。

調査日後において、上記「貴賓館展示品目録」は指定管理者に提示されており、現状は既に改善されている。

貸与資産の範囲について

「旧福岡県公会堂貴賓館の管理に関する協定書（基本協定）」表2「旧福岡県公会堂貴賓館管理物件一覽表」に記載のない貸与資産がある。

貴賓館については、指定管理者と県との間で、上記一覽表において指定管理者が管理すべき貸与資産の範囲を明確にしているが、以下（ミーティングテーブル他）の貸与資産については同一覽表に記載されていない。協定書作成時における表2への記載漏れと考えられるが、記載漏れの原因調査と再発防止につき、適切な処置が必要である。

なお、調査日後において、上記事項は覺書を締結し貸与資産の範囲を明確にしており、現状は既に改善されている。

指定管理者に対し「貴賓館展示品目録」を提示の上、覺書を締結し、他の物品と同様に適切に管理してもらうこととした。

今後は、管理物品の異動があった場合は速やかに指定管理者と協議の上、適切な事務手続きを実施する。

記載漏れがあった貸与資産について、覺書を締結し、他の物品と同様に適切に管理してもらうこととした。

今後は、管理物品の異動があった場合は速やかに指定管理者と協議の上、適切な事務手続きを実施する。

貸与資産の現物管理について

貸与資産のうち、管理シールの添付されていないものが見受けられた。管理シールは、資産管理上、管理台帳との突合せを行うことにより、管理対象資産の保全状況あるいはその実在性を確かめるための必要性から、資産現物に添付されるものであり、資産管理上必要不可欠なものであるから、添付漏れの公有財産については、速やかに管理シールの添付を行う必要がある。

ただし、調査日後において管理シールの添付がなされており、現状上記事項は改善されている。

調査日後、速やかに備品シールを対象物品に貼付した。

3 九州歴史資料館分館（3施設）

入館者数の報告について

平成21年4月9日に求善提資料館の指定管理者である豊前市から県へ報告された「平成20年度事業報告」の「平成20年度 求善提資料館事業実績（入館者数・開館日数）」に記載されている入館者数と、同実績の基礎資料である、入館者が記載した記帳表の人数との突合せを実施した。

報告人数と記帳者数に差異が生じている理由は、入館者のうち記帳を行わないケースがあることから、実際の記帳者数を30%ないし35%で割り戻した人数を報告人数としているためである。30%ないし35%は、資料館において過去の入館者実績の調査を行った際に把握した率である。当該調査は平成5年に実施されたものである。

指定管理者が独自に定めているルール上、入館者数の多い4月及び5月については、記帳率が高いと判断し35%で、それ以外の月は30%で計算することになっているが、平成20年度については2月、3月及び4月の3ヶ月が35%で計算されている。

さらに、平成20年11月については、記帳者数自体の集計漏れが7名認められた。

前述のような指定管理者の調査による独自のルールに基づく実績に基づかない利用実績報告が行われている状況は速やかに改善されなければならないと同時に、このような状況が県において把握されていない点についても、県が指定管理者に対し実地調査権を有している現状、県の指定管理者に対するモニタリングの観点からも早急な改善が必要と思われる。

なお、調査日後、記帳方式を改めて、他館と同様な「入館者整理票」と入館者整理票を記入しない入館者はカウンターで入館者を把握する方法に改善する旨を伺っている。

左記にもあるとおり、記帳方式を改めて、他館と同様な「入館者整理票」と入館者整理票を記入しない入館者はカウンターで入館者を把握する方法に改善した。

その上で平成22年度途中より、自動入館者計測器を設置し入館者数をさらに正確に把握できるように改善した。

<p>収蔵品に関する報告について</p> <p>「平成20年度 甘木歴史資料館管理業務実績報告書 平成20年度主要業務の実施状況4 資料の貸出」において、1号銅戈（三並ヒエデ遺跡出土）1点及び鐔付筒形土器（三並ヒエデ遺跡出土）1点の記載漏れがあった。</p> <p>管理業務の内容として「地域の特色のある歴史資料や文化財の調査・研究・資料の収集・保存」、「重要文化財等文化財の収蔵及び管理」があり、その実施状況は定期的に県へ報告しなければならぬ。</p> <p>重要な収蔵品の外部への貸出は、収蔵品の管理及び有効利用の点で、また重要な収蔵品の収集は管理業務の内容そのものであるから、管理業務の履行義務を明らかにする上でも、その記載漏れは許容されるものではない。</p> <p>また、重要事項の記載漏れは未然に防止されるべきであり、県としても、その発生原因の追及と今後の是正措置に関する指定管理者からの改善計画等を求める必要がある。</p> <p>なお、調査日後において上記事項は修正報告がなされ、その中で原因の把握や対応策について検討がされており、改善されている。</p>	<p>記載漏れがあった「平成20年度 甘木歴史資料館管理業務実績報告書」について、調査日後ただちに指定管理者に修正したものを再提出させた。</p> <p>なお、再発防止策として今後は指定管理者である朝倉市の教育委員会文化課と甘木歴史資料館担当職員との両者において、ダブルチェックすることとした。</p>
<p>4 馬術競技場</p> <p>物品管理について</p> <p>福岡県と指定管理者との間で締結している基本協定書には指定管理者が管理すべき物品の一覧が添付されており、その一覧表をもとにサンプルで現物の照合を実施した結果、物品管理シールが貼付されていない物品、一覧表の品名、製品名の記載が「その他の体育用品」のように情報が不十分な物品については、照合することができなかった。</p> <p>指定管理者は、基本協定に基づき適正に物品を管理する必要があるが、管理すべき物品が明確でない状態では適切な管理を行うことはできない。</p> <p>福岡県においては、指定管理者による適切な物品管理ができるよう、物品台帳の整備をすることにも、基本協定書締結の際には、両者立会のもとに現物確認を実施し責任の所在を明確にしておく必要がある。</p>	<p>物品については、指定管理者と管理すべき物品について現物確認を行い、物品台帳の整備を行った。今後、定期的に現物確認を行う等、管理の徹底に努める。</p>
<p>樹木の適正な管理について</p> <p>樹木については、福岡県財務規則等で定める基準に従って施設ごとに位置図と公有財産台帳を作成する必要がある。福岡県と指定管理者との間で締結している基本協定書には一覧等の貼付がなく、樹木の</p>	<p>平成22年度に位置図を作成し、公有財産台帳の整備を行った。今後、定期的に現物確認を行う等、管理の徹底に努める。</p>

現物調査が実施できなかつた。

指定管理者は、協定書に記載されている樹木等については管理する責任を有しており、実態の把握ができない状態では、倒木等の事故が発生した場合の責任の所在が不明確となり、指定管理者へ過度の負担を強いる恐れがある。

「1. 公の施設の管理全般について(5)樹木・立木の適正な管理について」に記載のとおり適切な管理を行う必要がある。